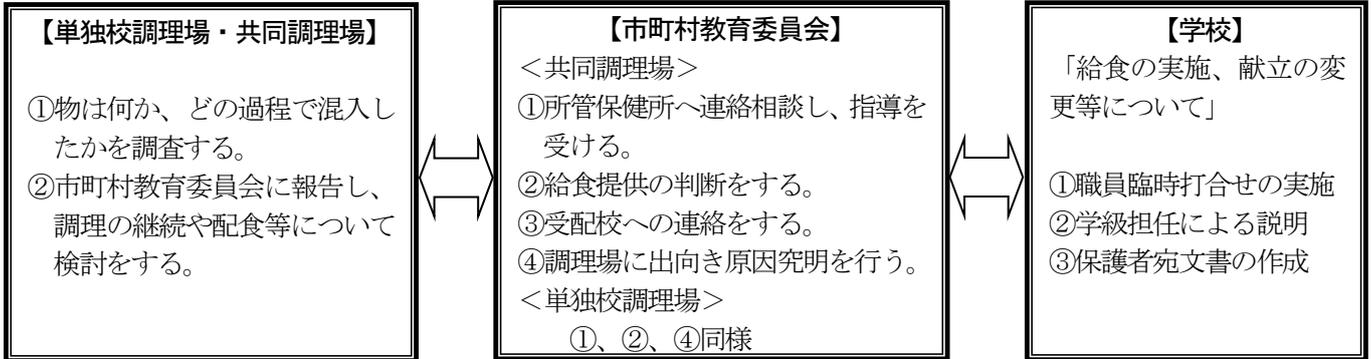
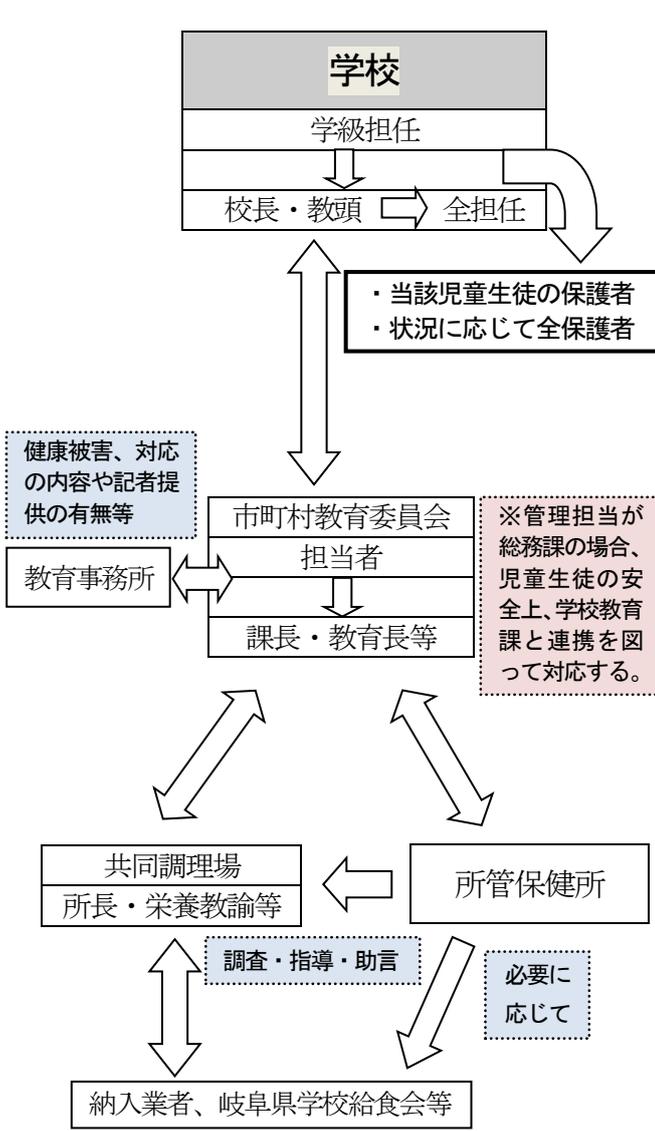
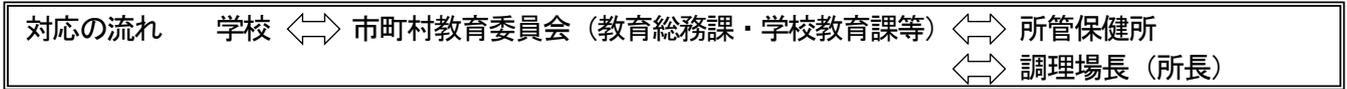


異物（金属、ガラス類、プラスチック、ビニール、虫、薬品等）を発見した場合の対応

◎各学校給食施設（調理場）で異物を発見した場合



◎学校で異物を発見した場合 — 共同調理場受配校 —



【学校】健康被害等の把握と被害拡大の防止 保護者への迅速かつ誠意ある対応

- ・児童生徒の健康被害等を把握し、当該献立の喫食を中止する。また、全学級へ迅速に連絡をする。
- ・児童生徒が異物を口にした場合は、必要に応じて病院への搬送を行う。
- ・異物を口にした該当児童生徒の保護者には、迅速かつ誠意をもって状況の説明と謝罪を行う。
- ・喫食の中止等については保護者へ状況説明し、献立変更等の対応についての文書等を出す。
- ・市町村教育委員会に状況報告を行い、対応を協議する。
- ・異物を保管し写真を撮影する（対応内容と共に報告する）。

【教育委員会】関係機関等との連携・相談

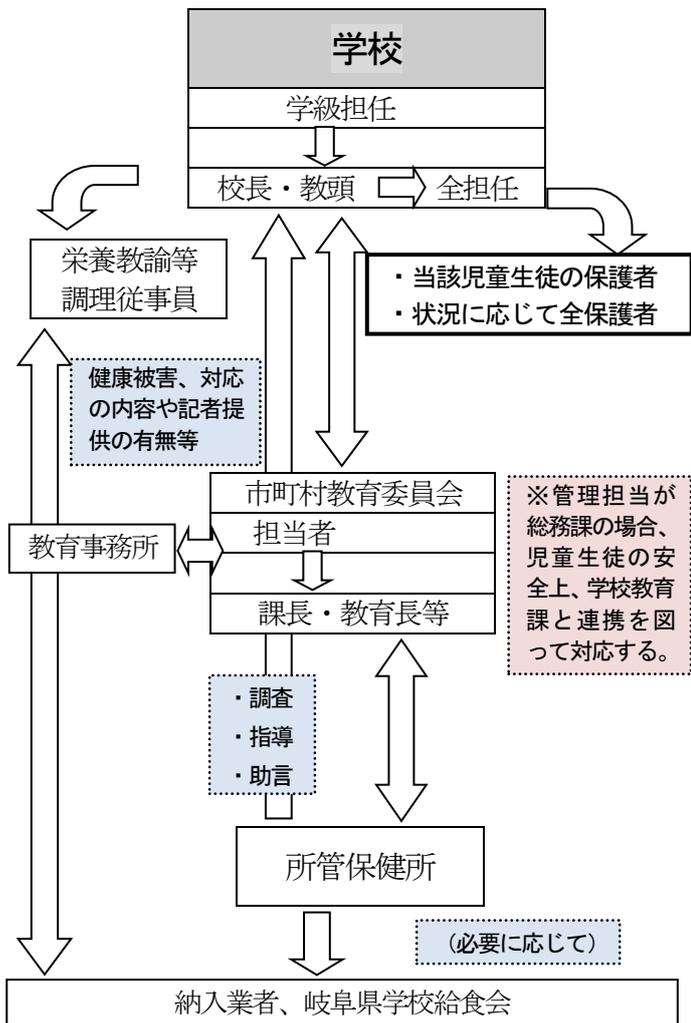
- ・学校から連絡を受けたら、直ちに調理場長（所長）へ連絡して、当該献立の調理工程等の状況を把握する。
- ・受配校へ連絡し喫食中止の指示と他校の状況を把握する。
- ・状況把握の上、保健所に相談をし、対応についての助言を得る。
- ・所管の教育事務所へ報告する。（一報は電話にて、その後「食中毒等発生 第一報」様式4にて報告）
- ・原因究明と再発防止について、保健所と協議の上、翌日からの給食についての方針を出す（文書の作成等）。
- ・必要に応じて記者提供を行う（保健所と内容を協議）。

【調理場】調理過程の確認と再発防止

- ・調理場長（所長）は連絡を受けたら、必要に応じて学校に出向き、状況を把握する。
- ・栄養教諭等は調理従事員に異物混入を知らせ、調理場での混入原因の可能性を調べる。
- ・十分な状況把握の上、納入業者等へ連絡する。
- ・市町村教育委員会と保健所の指導のもと、原因究明と再発防止策等を検討する。

◎学校で異物混入を発見した場合 — 単独校調理場 —

《対応の流れ》 学校 ⇄ 市町村教育委員会（教育総務課・学校教育課等） ⇄ 所管保健所



**【学校】健康被害等の把握と被害拡大の防止
保護者への迅速かつ誠意ある対応
調理過程の確認と再発防止**

- ・児童生徒の健康被害等を把握し、当該献立の喫食を中止する。また、全学級へ迅速に連絡をする。
- ・児童生徒が異物を口にした場合は、必要に応じて病院への搬送を行う。
- ・異物を口にした該当児童生徒の保護者には、迅速かつ誠意をもって状況の説明と謝罪を行う。
- ・喫食の中止等について、保護者へ状況説明し、献立変更等の対応についての文書等を出す。
- ・市町村教育委員会に状況報告を行い、対応を協議する。
- ・異物を保管し写真を撮影する（対応内容と共に報告する）。
- ・栄養教諭等は調理従事員に異物混入を知らせ、調理場での混入原因の可能性を調べる。
- ・十分な状況把握の上、納入業者等へ連絡する。
- ・市町村教育委員会と保健所の指導のもと、原因究明と再発防止策等を検討する。

【教育委員会】関係機関等との連携・相談

- ・学校から連絡を受けたら、当該献立の調理工程等の状況を把握する。
- ・状況把握の上、保健所に相談をし、対応について助言を得る。
- ・所管の教育事務所へ報告する。（一報は電話にて、その後「食中毒等発生 第一報」様式4にて報告）
- ・原因究明と再発防止について、保健所と協議の上、翌日からの給食についての方針を出す（文書の作成等）。
- ・必要に応じて記者提供を行う（保健所と内容を協議）。